

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年7月11日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和5年6月23日

瀬戸内市長 武久 顕也

損害賠償の額を定め和解することについて

岡山市北区清輝橋交差点で発生した自動車事故による損害について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

1 事故の相手方

住 所 岡山市北区 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

2 事故の概要

令和5年2月25日午後6時10分頃、緊急業務のため救急車で岡山市北区清輝橋交差点を西へ走行中、北進中の普通乗用車と接触し、双方の自動車が損傷したもの。

3 和解の要旨

①相手側は、損害賠償金として、490,500円を瀬戸内市に支払う。

②瀬戸内市は、損害賠償金として、92,000円を相手方に支払う。